

10月末期限のコロナ点数が 再延長(全3枚)

①コロナ疑い患者に対面診療を行った場合の二類感染症患者入院診療加算（250点）と、②コロナ陽性患者に電話等による診療を行った場合の電話等による診療（147点）の算定期限が、令和4年10月末から再延長されました。両点数共に算定要件等が変更されています。

算定要件等については別紙でお送りしている資料をご確認ください。厚労省の事務連絡や算定要件の詳細は協会ホームページに掲載しております。

(出典) 2022年10月26日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その79）」

※ 本ニュースや算定についてのお問い合わせは FAX 又はメールにてご連絡ください。

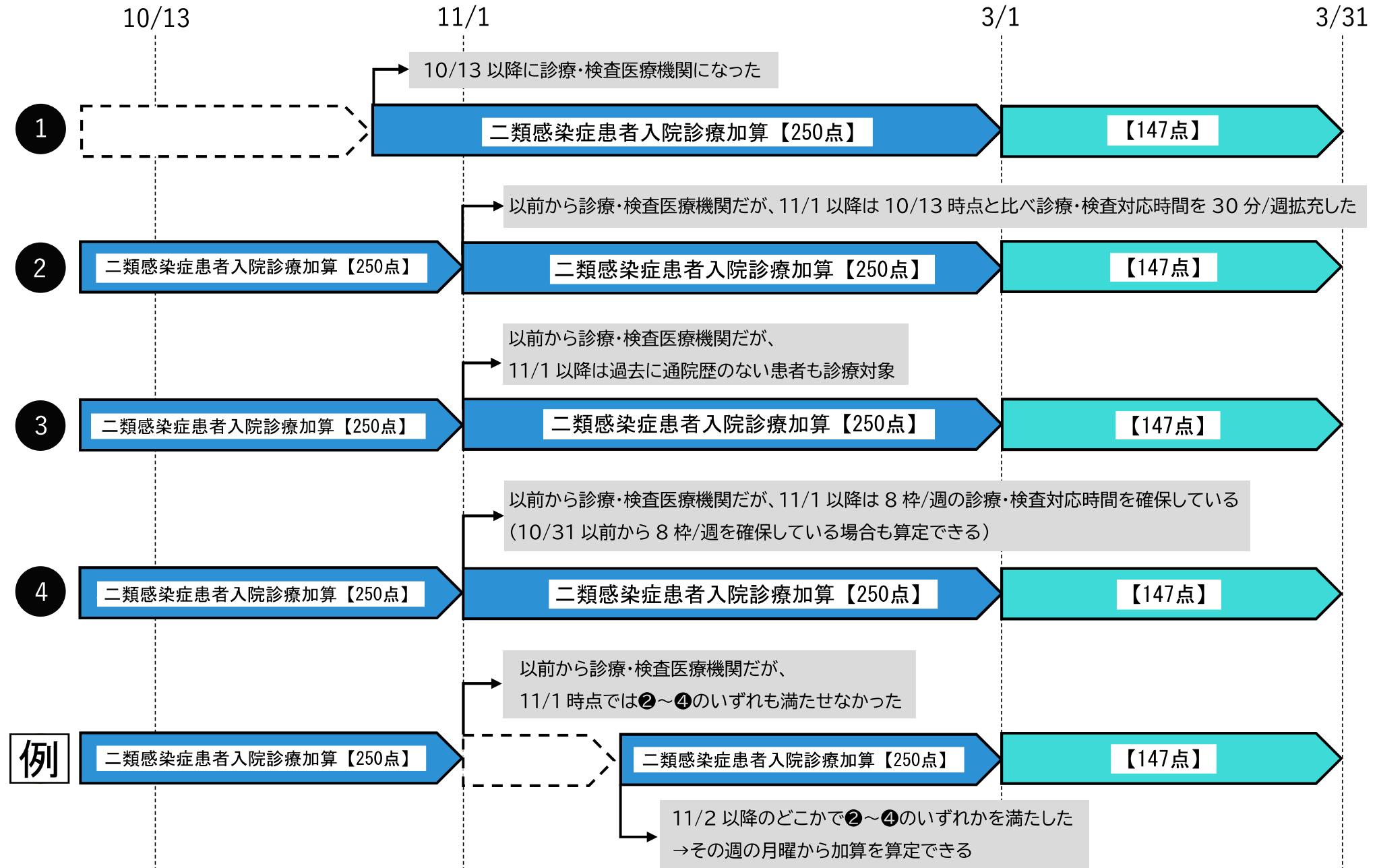
佐賀県保険医協会

TEL0952-29-1933 FAX0952-23-5218

MAIL : hoken-i@star.saganet.ne.jp HP : <http://saga-doc.jp/>

新型コロナ臨時の取扱い 11/1 以降の取扱い…疑い患者への二類感染症患者入院診療加算【250点】

※令和4年10月26日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」問1&2より作成



新型コロナ臨時の取扱い 11/1 以降の取扱い…

重症化リスクの高い自宅・宿泊療養患者への電話等による診療【147点】

※令和4年10月26日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」問3より作成

